

災害時の医療救護活動についての協定書

匝 瑳 市
一般社団法人旭匝瑳医師会

災害時の医療救護活動についての協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）の区域内において、大規模な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、甲と一般社団法人旭匝瑳医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が策定した地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力等に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣及び輸送）

第2条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、大規模な災害が発生した場所又は甲の指定する場所に派遣するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、乙は同項の規定による甲の要請がない場合でも医療救護班を派遣することができる。この場合において、当該医療救護班を派遣した後速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 医療救護班の輸送は、甲が行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、負傷者の選別、搬送車の選別、救急活動等とする。

（連絡調整）

第4条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療材料品等）

第5条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備し、提供するものとする。ただし、初期における活動に必要な医療材料品等については、乙において整備し、保有するものとする。

2 前項ただし書で規定する乙において保有する医療材料品等は、匝瑳市保健センターに設置した収納庫に備蓄し、保管するものとする。

3 前項の規定に係る経費の負担等については、甲乙協議の上、別に定める。

（医療救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により、必要に応じて国保匝瑳市民病院その他の避難所等に医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 第6条に規定する医療救護所における医療費は、無料とする。

2 前条に規定する収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練への参加)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

2 前項の訓練に参加中に、傷病者等が発生した場合の医療救護活動については、この協定を準用するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医療品及び衛生材料を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定(第2号の規定を除く。)は第2条第2項ただし書により乙が派遣し、同項後段の規定により甲が承認した医療救護活動に準用する。

(医事紛争の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合においては、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、実施細目による。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了日の1月前までの日に、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2
 匝瑳市
 匝瑳市長 太田 安規

乙 旭市口の1542番地2
 一般社団法人旭匝瑳医師会
 会長 江波戸 久元

災害時の医療救護活動実施細目

平成28年4月1日に締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条の規定により、災害時の医療救護活動実施細目について、次のように定める。

（医療材料品の備蓄等）

第1条 協定書第5条第1項ただし書に規定する医療材料品等の整備に係る経費は、原則として匝瑳市（以下「甲」という。）が負担するものとする。

2 一般社団法人旭匝瑳医師会（以下「乙」という。）は、前項の規定により整備した医療材料品等及び収納庫の管理を行うものとする。

3 乙は、協定書第5条第2項の規定により備蓄し、保管する医療材料品等について、年1回以上、甲の指定する立会人とともに保管状況、種類、数量を点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 乙は、前項の点検を実施した場合は、備蓄医療材料品等点検報告書（別記様式第1号）により、甲に報告するものとする。

5 乙は、管理業務の円滑な実施を図るため、前2項に規定する事項を行う管理責任者を置くものとする。

6 第2項の管理に関する委託の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）甲と乙は、毎年度業務委託契約を締結する。

（2）前号の契約に基づく管理委託料として、甲は乙に対し毎年度72,100円を支払うものとする。

（3）乙は、管理委託料を備蓄医療材料品等の管理点検に係る経費に充てるもののほか、乙が実施する訓練等に係る経費に充てるものとする。

7 医療材料品等が事故等により破損又は遺失した場合の修理、補充等に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、その原因が乙の責に帰す場合は、この限りでない。

（医療救護活動従事者の費用弁償）

第2条 医療救護活動の従事者に対する費用弁償の額は、1回の出勤につき4時間までとし、次のとおりとする。

（1）医師の費用弁償の額は、匝瑳市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年匝瑳市条例第39号）に定める市医及び市歯科医の報酬の額に準ずる額とする。

（2）看護師の費用弁償の額は、前号の医師の2分の1に相当する額とする。

（3）事務員の費用弁償の額は、第1号の医師の3分の1に相当する額とする。

2 医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、前項に定める額に、同項に定める額を4で除して得た額（以下「1時間当たりの単価」という。）に当該4時間を超える時間を乗じた額を加算するものとする。

3 医療救護活動の時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は1時間当たりの単価に100分の25を、午後10時から午前5時までの場合は100分の50を乗じて得た額を当該活動をした時間に乘じて得た額を前2項に定める額に加算するものとする。

(扶助金)

第3条 協定書第10条第1項第1号ウに規定する扶助金は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて支給する。

(訓練参加の費用弁償)

第4条 訓練参加者に対する費用弁償の額は、甲乙協議の上、別に定める。

(未収金の処理)

第5条 協定書第7条の規定により選定された収容医療機関において災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、甲が負担するものとする。

(費用弁償等の請求及び報告)

第6条 乙は、協定書第10条及び前4条の規定による費用弁償等の請求については、事後速やかに次により一括して甲に行うものとする。

(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書(別記様式第2号。以下「請求書」という。)に各医療救護班ごとに医療救護班活動報告書(別記様式第3号)及び医療救護班診療記録(別記様式第4号)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品及び衛生材料を使用した場合の実費弁償は、請求書に医薬品・衛生材料使用報告書(別記様式第5号)を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護活動の従事者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに事故報告書(別記様式第6号)により報告するものとする。

(4) 甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償については、前3号の規定を準用する。

(5) 医療救護所を設置した医療機関において、医療救護活動により生じた物件の損傷に係る実費弁償は、請求書に物件損傷報告書(別記様式第7号)を添えて請求するものとする。

(費用弁償等の支払い)

第7条 甲は、前条により請求し及び報告された請求書等の内容を調査し、その内容が適当と認めたときは、協定書第10条による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

この細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2
 匝瑳市
 匝瑳市長 太田 安規

乙 旭市口の1542番地2
 一般社団法人旭匝瑳医師会
 会長 江波戸 久元

別記様式第1号（第1条関係）

備蓄医療材料品等点検報告書

年 月 日

匝瑳市長

あて

一般社団法人匝瑳医師会
会長



点検実施日	年 月 日			結果		対応方法
	種類	数量	異常なし	異常あり		
点検内容	収納庫	1棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	救急医療セット	式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	応急処置セット	式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	蘇生器	1台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全ベスト	着	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	トランシーバー	機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	パラソル	本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	テント	張	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	毛布	枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	救急医薬品	本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
特記事項						

管理責任者 氏名



立会者 氏名



別記様式第2号(第6条関係)

費用弁償等請求書

年 月 日

年 月 日に発生した
医療救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。
記

災害における

金 _____ 円也

区分	金額	職種	延人員数	単価	金額	備考
医療救護班 実費弁償						延べ 班 詳細は別紙のと おり
	小計	—	—	—	—	
医薬品・衛生材料 実費弁償	—	—	—	—	—	詳細は別紙のと おり
施設・設備 実費弁償	—	—	—	—	—	同上
計	—	—	—	—	—	

年 月 日

匝瑳市長

あて

住所
名称
代表者

千葉県旭市口の1542番地2
一般社団法人旭匝瑳医師会



別記様式第3号(第6条関係)

医療救護班活動報告書

年 月 日

医療救護班名 責任者名	医療救護班員名		救護活動場所	救護活動期間	救護実績				
	職種	氏名			死亡	重症	中等症	軽症	計
				月 日	人	人	人	人	人
				時 分					
				）					
				月 日					
				時 分					
				月 日	人	人	人	人	人
				時 分					
				）					
				月 日					
				時 分					
計	—	—	—	—					

別記様式第6号(第6条関係)

事故報告書

年 月 日

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種		所属医療機関・団体名					
傷病名		程度	重傷・中傷・軽傷 転帰				
外来・入院(月 日)		診療(入院)医療機関名					
受傷(発病)日時		年	月	日	午前・午後	時	分
受傷(発病)場所							
受診(発病)時の状況							

物件損傷等報告書

年 月 日

医療機関名 及び所在地	物件名	損傷の 種類	損傷の 程度	数量	単価	金額	備考
計	—	—	—	—	—		—

注1 医療機関ごとに記入のこと。

2 物件名簿は、建造物、医療機械及び自動車等を記入のこと。

3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。

4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。

5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。